



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年12月27日

坂井市長 坂 本 塤 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

【三国町】 (3地区)

池上（見直）、下野（見直）、西野中（見直）

【丸岡町】 (5地区)

磯部（見直）、豊原高瀬（新規）、吉政（見直）、新聞（新規）、
舟寄1～4区（見直）、寅国（見直）

【春江町】 (6地区)

為國・境・石仏（見直）、沖布目（見直）、藤鷺塚（見直）、本堂（見直）、
中庄（見直）、取次（見直）

【坂井町】 (2地区)

上関（見直）、下関（見直）

*新規2地区、見直15地区／計17地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地 区	法 人	個 人	集落営農 (任意組織)	計	地 区	法 人	個 人	集落営農 (任意組織)	計
池上	3	5	0	8	沖布目	1	1	0	2
下野	2	7	1	10	藤鷺塚	1	0	0	1
西野中	1	2	0	3	本堂	1	1	0	2
磯部地区	2	10	2	14	中庄	1	3	0	4
豊原高瀬	0	1	0	1	取次	0	1	1	2
吉政	0	2	0	2	上関	0	4	1	5
新聞	0	1	0	1	下関	2	1	4	7
舟寄1～4区	0	9	0	9					
寅国	0	2	0	2					
為國境石仏	1	3	0	4					

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

該当なし

担い手はいるが十分でない

池上、下野、西野中、磯部地区、豊原高瀬、吉政、
新聞、舟寄1～4区、寅国、為國境石仏、沖布目、
藤鷺塚、本堂、中庄、取次、上関、下関

担い手がない

該当なし

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
※全地区該当
- 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
※全地区該当
- 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
※藤鷺塚、中庄、取次以外該当

6. 地域農業の将来の在り方

【池上】

水稻の生産においては、全農家がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。また生産調整については、大麦の作付を主体として取組んできており、池上区の農事組合法人である池上開発組合と(農)みのり会等が中心となって作付を行っていく。今後もこの取り組みを維持し、地域の農地を有効に活用していく。また、中心となる経営体以外の農業者は今後も自身で耕作を行い、集落の農地を維持することに努める。また当地域は北部丘陵地の畠地も有しており、中心となる経営体以外の農業者においても園芸との複合経営を行う農業者も多いため、地域の農業者全体で地域の農地を維持していくよう努める。農業の継続が困難となった場合には、本プランの見直しを行い、自己の所有する農地周辺の地域の中心となる経営体の農地の集積状況を勘案し、最適な経営体に農地の集積を行っていく。

【下野】

水稻の生産においては、生産農家全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。生産調整を加工用米の作付で行っており、今後も作付を継続することで、農地を有効に活用していく。中心となる経営体のほとんどは砂丘地において、園芸を主として行っており、水田においても今後も耕作を継続していくことで、地域の農地の維持に貢献する。中心となる経営体以外の農業者については今後も自身で農業を続けていける見込であるが、継続が困難となった場合には本プランの見直しを行い、最適な経営体に農地が集積されるよう努めるものとする。

【西野中】

水稻の生産においては、生産農家全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。生産調整は加工用米の作付で行っており、今後も作付を継続することで、農地を有効に活用していく。中心となる経営体以外の農業者については今後も自身で農業を続けていくものとするが、継続が困難となった場合には本プランの見直しを行い、農地中間管理事業を活用し、能率良く中心経営体に農地を集積集約していくこととする。

【磯部地区】

水稻を生産する農家は全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むことで福井米の高付加価値化を進める。生産調整は地域の中心となる経営体は大麦の作付行うことで農地を活用しており、今後もこの形を維持していく。それ以外の農業者は加工用米等の作付や調整水田により行っており、今後も農地を農地として適正に管理を行っていく。また中心となる経営体以外の農業者は、現在のところは自身で農業を続けていける見込みであるが、農業の継続が困難となった場合には、本プランの見直しを行い、自己の所有する農地周辺の地域の中心となる経営体の農地の集積状況を勘案し、最適な経営体に農地の集積を行っていくこととする。

【豊原高瀬】

水稻の生産においては、中心経営体に全農地を貸付し、その中心経営体による減農薬・減化学肥料栽培によって付加価値向上を目指す。生産調整は中心経営体相互の協力により、ブロックローテーションに取組み、今後も継続していく。また、地域内及び中心経営体の話し合いにより、農地中間管理事業を活用した農地の集約に取り組み効率的な農地利用に資する。

【吉政】

水稻の生産においては、全農家がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。生産調整を集落のブロックローテーションで取組んできており、これからも地域の中心となる経営体